

○町田市文化財指定・登録基準

町田市文化財保護条例（昭和52年町田市条例第30号）第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第33条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、町田市教育委員会が行う文化財の指定及び登録は、この町田市文化財指定・登録基準により行う。

第1 町田市文化財指定基準

町田市の歴史、文化を理解する上で重要なものを市の文化財に指定するには以下の基準により行う。

1 町田市指定有形文化財

（1）建造物

建築物（社寺、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（石塔、鳥居等）のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的又は技術的に優秀なもの

イ 歴史的又は学術的価値の高いもの

ウ 市の歴史又は地域的特色において顕著なもの

（2）絵画・彫刻・工芸品

ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの

イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要なもの

ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義の深いもの

エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

（3）書跡・典籍

ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上重要なもの

イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要なもの

ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要なもの

エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの

オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係の深いもの

(4) 古文書

ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの

イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの

ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

(5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は市の歴史上重要と認められるもの

(6) 歴史資料

ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの

ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上重要なもの

エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって重要なもの

2 町田市指定無形文化財

(1) 芸能

1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 芸能史上重要な地位を占めるもの

ウ 市の文化史上重要なもの

2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

(2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか

に該当するもの

ア 芸術上価値の高いもの

イ 工芸史上重要な地位を占めるもの

ウ 市の文化史上重要なもの

3 町田市指定有形民俗文化財

(1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、市民の生活文化を理解する上で重要なもの

ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、作業場等

ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等

エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等

オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等

カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具等

キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等

(2) (1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、次のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で重要なものの

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 生活階層の特色を示すもの
- オ 職能の様相を示すもの

4 町田市指定無形民俗文化財

(1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの

- ア 由来、内容等において市民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、市として重要と認められるもの

- ア 芸能の発生又は成立を示すもの
- イ 芸能の変遷の過程を示すもの
- ウ 市の文化に関係が深いもの

5 町田市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的良好に原形を保っているもので学術的価値の高いもの

- ア 集落関係、生産関係、埋葬関係等の遺跡
- イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡
- ウ 社寺跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 屋敷跡、町屋跡、居宅跡等
- オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡
- カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する遺跡
- キ 墓及び碑
- ク 由緒ある園地、井泉、樹石その他この類の遺跡

6 町田市指定旧跡

(1) 5のアからクに掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために重要で、かつ、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの

(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なものの

7 町田市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので市にとって重要なもの

ア 公園、庭園等

イ 橋梁、築堤等

ウ 緑花木、草花等の叢生する場所

エ 鳥、魚、虫等の生息する場所

オ 岩石、洞穴等

カ 沼、池、湿地、湧泉、水源等

キ 丘陵、河川等

ク 展望地点

8 町田市指定天然記念物

次に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術上貴重で市の自然を代表するもの

(1) 動物

ア 市の著名な動物（獣、鳥、魚及び虫類以下「動物」という。）として保存を必要とするもの及びその生息地

イ 自然環境における特有の動物又は動物群集

ウ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢

イ 代表的な天然林、二次林、その他植物群落

ウ 沼、池、湿地、湧泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生

ずる地域

- エ 着生草木の著しく発生する樹木又は岩石
- オ 栽培植物とその原種の生育地、または自生地
- カ 著しい植物分布の限界地
- キ 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 市の特色を示す地質現象を保持するもの
- ウ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

第2 町田市文化財登録基準

町田市の文化財に登録するには以下の基準により行う。

- 一 町田市指定文化財に準ずる価値が認められるもの
- 二 地域において広く親しまれてきたもの、再現することが容易でないもの、市の歴史的景観に寄与しているものの中で市の歴史、文化を理解する上で保存及び活用のための措置が特に必要と認められるもの

1 町田市登録有形文化財

(1) 建造物

第1の1(1)に規定するもののうち、原則として建設後50年以上経過し、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に特色があるもの
- イ 歴史的又は学術的価値があるもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色があるもの

(2) 絵画・彫刻・工芸品

- ア 各時代の遺品のうち製作に特色があるもの

- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上必要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義があるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの

(3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上必要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上必要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上必要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値があるもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係があるもの

(4) 古文書

- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上必要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上必要なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上必要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの

(5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値があるもの

(6) 歴史資料

- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上必要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって必要なもの

2 町田市登録無形文化財

(1) 芸能

1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値があるもの

イ 芸能史上必要なもの

ウ 市の文化史上必要なもの

2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法

(2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値があるもの

イ 工芸史上必要なもの

ウ 市の文化史上必要なもの

3 町田市登録有形民俗文化財

(1) 第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市民の生活文化を理解する上で必要なもの

(2) 第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、第1の3(2)のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で必要なもの

4 町田市登録無形民俗文化財

第1の4(1)のア、イ及び(2)のアからウに規定するもののうち、市民の生活文化を理解する上で必要なもの

5 町田市登録史跡

第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構が比較的良好に原形を保っているもので学術的価値のあるもの

6 町田市登録旧跡

(1) 第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれ

ているが学術的価値のあるもの

(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なものの

7 町田市登録名勝

第1の6のアからクに掲げるもののうち、風致景観に特色があるもの、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

8 町田市登録天然記念物

第1の7の(1)から(3)に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術的価値があり、市にとって必要なもの

附則

この基準は、2011年6月3日より施行する。

附則

この基準は、2015年10月2日より施行する。

附則

この基準は、2019年11月2日より施行する。